

陳 情 文 書 表 (15-3-その1)

- 1 受理番号 陳情第5号 平成27年7月27日受理
2 件 名 住宅リフォーム助成制度の創設に関する陳情書
3 陳 情 者 住 所 君津市塩師3-2-5
団体名 千葉土建一般労働組合 かずさ支部
氏 名 執行委員長 山田幹夫

4 趣 旨

国がアベノミクスを掲げ、デフレ脱却を謳い経済政策を矢継ぎ早に打ち出し、公共工事における設計労務単価も引き上げられる中、まだまだ私たち町場で働く地域の中小零細建設業者まで行き届かなく、暮らしは大変厳しいものとなっています。さらに地元建設業者は大手住宅メーカーの町場進出により、受注機会が激減し営業を守ることが大変困難になっています。このような状況を開拓するため、また私たち建設業者が地元経済の活性化に寄与すべく「住宅リフォーム助成制度」の創設をしていただきたいと要望いたします。

このたび、私たちが提案するリフォーム助成制度の概要は、千葉県で初めて実施した「いすみ市」での取り組みを基本としています。この制度の特徴は、施工業者を「市内に本店のある法人と個人事業者に特定している」点で、「市民が、市内業者に依頼すると、自治体が工事費の10%（最高20万円）を市民に助成する」制度です。

市内の建設業者が施工することにより、資材の購入先等も市内業者となり、市内の経済の活性化を促進し、景気対策としての効果が期待できます。また雇用も促進することができます。市民の皆様におかれましては、この補助事業制度がきっかけとなり、より良質な住環境を整備でき、市内に定住する方の割合が増えることも予想されます。

全国で、県単位で実施をしている地域は6県（青森・秋田・山形・広島・佐賀・長崎）あり、また全国で556自治体（県内では28自治体）が実施し、住まい手である住民、商店街、地元の工務店や建設関係業者に喜ばれ好評を得ています。

君津市におきましても安心・安全なまちづくり、住まいづくりを推進、景気刺激策としても効果を發揮するものと思い、ぜひとも住宅リフォーム助成制度を創設していただきたいと陳情いたします。

【陳情事項】

一般市民が、市内業者を利用して住宅リフォーム工事を行う際、市がその市民に対してその経費の一部を助成する「住宅リフォーム助成制度」の創設をしていただくこと。

5 付託委員会 建設経済常任委員会